

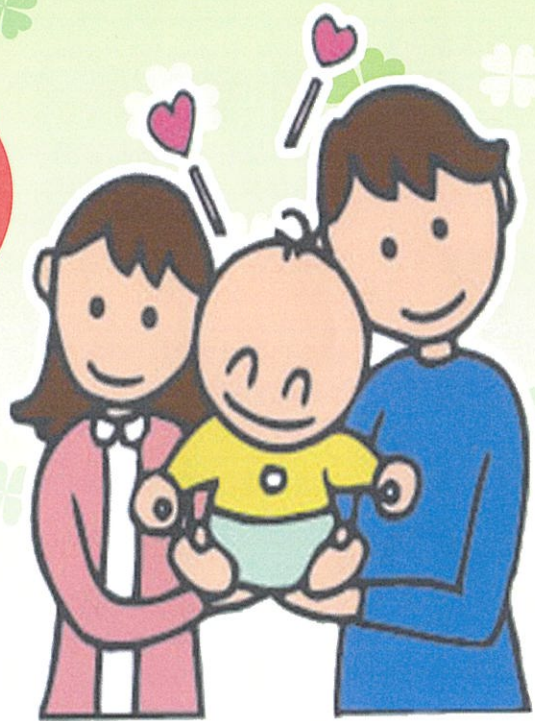
子育て応援

定期積金

お子様のため、将来のため、準備をはじめませんか？

店頭金利上乘せ！


+0.1% (税引前)



掛込金額 5,000円以上

契約期間 3年以上 10年以内

つながるひろがるゆめみる

お問い合わせは……  JA えひめ南 [金融部 企画課] TEL 0895-22-8111

宇和島支所
TEL22-8111

立間中央支所
TEL52-0666

三間町支所
TEL58-3322

鬼北支所
TEL45-1313

松野支所
TEL42-1131

津島支所
TEL32-2611

南宇和支所
TEL72-1121

内海支所
TEL85-0324

※詳しくは裏面をご覧ください

商品概要説明書 定期積金

(令和7年4月1日現在)



1. 商品名(愛称)	・定期積金 (愛称:子育て応援定期積金)
2. 販売対象	・18歳以下のお子様を養育されている扶養者 ・妊娠中の方、またはその配偶者
3. 契約期間	・3年以上10年以内
4. 商品種別	・目標式(初回調整型)および定額式 期日指定方式 3年以上10年未満
5. 預入形態	・定期積金証書
6. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・1回あたり5,000円以上 ・1円単位
7. 契約金額	・18万円以上
8. 払込サイクル	・毎月(先掛による全納は不可)
9. 払戻方法	・約定の回数の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
10. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・契約時の店頭表示利率に年0.1%(税引前)を上乗せした約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示利率(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。
11. 付加できる 特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
12. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
13. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険より保護されます。
14. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支所または金融部(電話:0895-22-8111)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
15. その他参考 となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえひめ南